

自動車管理(計画・変更計画書・報告)書

令和6年 7月31日

(宛先)
滋賀県知事 三日月 大造 様

提出者
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

近江八幡市長 小西 理

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

第44条第3項において準用する同条例第25条第3項・
第46条第1項・ 第46条第2項において読み替えて準用
第45条第1項
第46条第2項において準用する同条例第45条第1項

~~第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項~~
~~する同条例第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項~~

の規定に基づき、

自動車管理計画を 策定 (変更)
自動車管理報告書 を作成

 しましたので、提出します。

1 事業者に関する事項

事業者の氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)	近江八幡市役所		
事業者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	近江八幡市桜宮町236番地		
県内事業所数	1	事業所	
県内自動車使用台数	167	台	
自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量	325.1134888	t-CO ₂	

2 計画期間(および報告対象年度)

計画期間	開始年度	3	年度	終了年度	5	年度
報告対象年度	5 年度					

3 計画(内容・実施状況)

計画の (内容・実施状況)	別添のとおり
------------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

近江八幡市は自動車の使用は、化石燃料の燃焼による二酸化炭素の排出の他、排出ガスに含まれるメタンや一酸化炭素の排出につながることから、適正にな使用を心がけ、下記の対策により温室効果ガスの排出削減に努めます。

【対策】

- ・公用車の適正使用による燃料使用量の削減
- ・公用車のエコドライブ
- ・環境配慮型自動車の導入
- ・公用車台数の適正化
- ・公用自転車の積極的活用

2 取組の推進体制

実施責任者：管財契約課長(方針の立案・策定、計画見直しの立案、現状確認、各所属への検討課題の指示。

：各所属長(取組の実施、点検、見直し等)

※ 計画実施責任者：総務部長



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組の内容

項目	取組の内容	目標達成確認指標				実施結果
			現状	目標	CO ₂ 排出量削減目標(%)	
自動車使用の合理化	公用車台数の適正化	本庁における集中管理。車ごとの使用頻度、距離数等の把握。	走行距離や経過年数を台帳に記載し管理を行っている。	今後、車両使用所属や保管場所の統合等によって、適正台数のスリム化を予定。		現在、収集した管理データによる適正台数の分析等を試行中。
より温室効果ガス排出量が少ない自動車の導入	環境配慮型自動車の導入	環境配慮型自動車の導入	54台	76台 (全体の50%以上)		15台増の全体で82台。
次世代自動車等の比率を増やす取組	電気自動車の購入	R4年度から、電気自動車の導入を開始。保有車両の電気自動車率を順次増やしていく。	0台	令和13年度までに、電気自動車の保有車両率を全体の20%以上を目指す。		
従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガス排出削減に関する教育	エコドライブの推進	使用者への啓発や適切な管理	公用車管理において、年2回の空気圧点検や不要な荷物を公用車内に置かない等のエコドライブに繋がる管理を実施している。	今後は安全運転等と併せて、使用者への啓発運動を中心に注力する。		空気圧点検や車内清掃の定期実施が定着化した。
その他の取組	自転車の積極的活用	自転車利用の呼びかけ	近距離(市役所から半径2km以内)については自転車の利用を奨めている。	近距離移動時の自転車使用の啓発等を行い、使用率の向上を目指す。		”近距離移動における自転車利用が定着化した。(年間300回使用)”
				合計		

備考 現状や目標については、内容に応じ文章で表現しても構いません。